

議案第 4 号

山都町行政区設置条例の一部改正について

山都町行政区設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 1 年 3 月 4 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

行政区の区域の一部を分離し、新たな区域を設置することに伴い、山都町行政区設置条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町行政区設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町行政区設置条例の一部を改正する条例

山都町行政区設置条例（平成28年山都町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「4区 福良」の次に「、4区 梅ノ迫」を、「下神働」の次に「、花上滝下」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町行政区設置条例(平成28年山都町条例第8号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(名称及び区域)</p> <p>第2条 行政区の名称及び行政区を構成する区域は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>(名称及び区域)</p> <p>第2条 行政区の名称及び行政区を構成する区域は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

現行

行政区	区域
(略)	(略)
島木第3	3区 暮瀬、3区 平、3区 木鷲野 上、3区 木鷲野 下
島木第4	4区 小柏原、4区 舞鳴、4区 福良
(略)	(略)
二瀬本	大野原、坂の上、町、宮ノ下、丸小野、上ゲ
花上	花寺、中神働、下神働

改正後 (案)

行政区	区域
(略)	(略)
島木第3	3区 暮瀬、3区 平、3区 木鷲野 上、3区 木鷲野 下
島木第4	4区 小柏原、4区 舞鳴、4区 福良、4区 梅ノ迫
(略)	(略)
二瀬本	大野原、坂の上、町、宮ノ下、丸小野、上ゲ
花上	花寺、中神働、下神働、 <u>花上滝下</u>